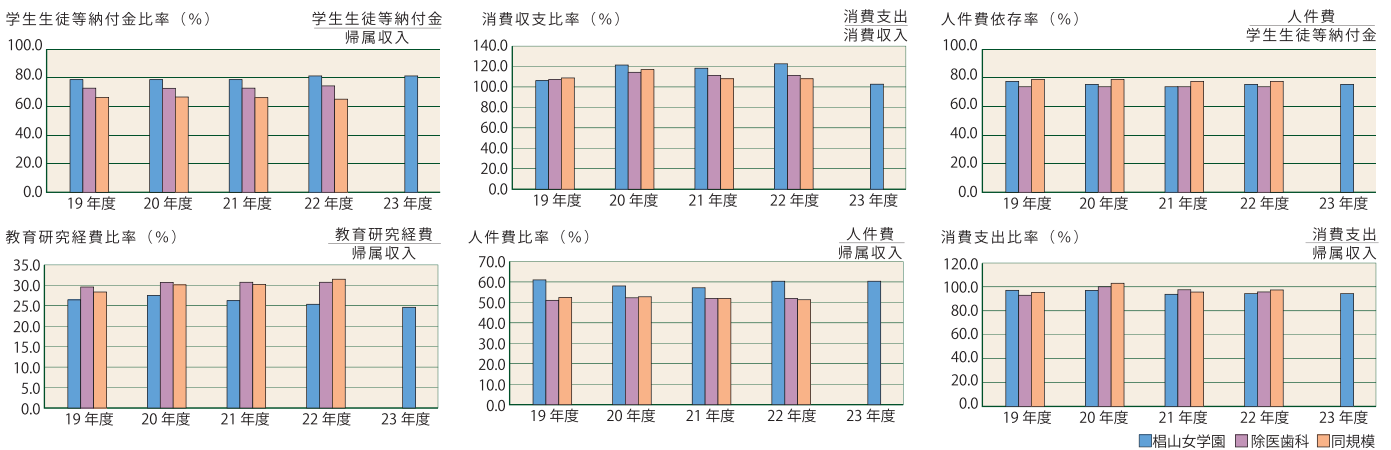


図表4 消費収支計算書の年度別財務比率比較

比率名称		算出式(%)	評価	法人種別	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入構成	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金	-	椋山女学園	78.9	79.0	78.7	80.4	80.1
		帰属収入		除医歯系	71.6	73.0	72.7	73.4	
				同規模	66.1	67.4	66.3	65.1	
	寄付金比率	寄付金	△	椋山女学園	0.5	0.7	1.0	0.4	0.6
		帰属収入		除医歯系	3.0	2.4	2.5	2.6	
				同規模	3.1	2.1	4.6	1.5	
補助金比率	補助金	△	椋山女学園	14.5	14.0	13.8	13.5	13.1	
	帰属収入		除医歯系	12.1	12.5	12.9	12.4		
			同規模	12.5	12.8	12.6	11.3		
支出構成	人件費比率	人件費	▼	椋山女学園	61.5	58.4	57.1	60.2	59.3
		帰属収入		除医歯系	51.4	52.8	52.6	52.9	
				同規模	52.2	53.1	51.8	51.1	
	教育研究経費比率	教育研究経費	△	椋山女学園	26.9	27.6	25.6	25.5	24.8
		帰属収入		除医歯系	29.7	31.0	30.9	30.9	
				同規模	28.8	30.6	30.2	31.4	
	管理経費比率	管理経費	▼	椋山女学園	7.0	6.4	6.9	6.6	6.3
		帰属収入		除医歯系	8.7	9.9	10.3	8.8	
				同規模	8.7	9.5	8.9	9.0	
	減価償却費比率	減価償却額(教育+管理)	-	椋山女学園	10.6	10.1	10.9	11.4	11.7
消費支出			除医歯系	11.4	10.9	11.3	11.5		
			同規模	10.4	10.3	11.1	10.7		
借入金等利息比率	借入金等利息	▼	椋山女学園	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	
	帰属収入		除医歯系	0.5	0.4	0.4	0.4		
			同規模	0.5	0.4	0.5	0.5		
基本金組入率	基本金組入額	△	椋山女学園	10.6	20.9	23.4	25.0	10.9	
	帰属収入		除医歯系	11.6	13.2	13.1	13.4		
			同規模	14.8	11.2	13.2	10.7		
収支ハランス	人件費依存率	人件費	▼	椋山女学園	78.0	74.0	72.6	74.9	74.1
		学生生徒等納付金		除医歯系	71.7	72.3	72.4	72.0	
				同規模	78.8	78.7	78.1	78.5	
消費収支比率	消費支出	▼	椋山女学園	107.5	120.6	118.4	123.7	102.1	
	消費収入		除医歯系	108.3	115.0	110.8	110.5		
			同規模	111.1	115.6	107.5	109.5		
経費状況	消費支出比率	消費支出	▼	椋山女学園	96.2	95.4	90.7	92.9	91.0
		帰属収入		除医歯系	92.6	99.8	96.3	95.6	
				同規模	94.7	102.6	93.3	97.8	

注1) 評価欄の評価については、一般的に次のとおりとされています(「今日の私学財政」より)。△:高い方がよい ▼:低い方がよい -:どちらともいえない
 注2) 法人種別欄については次のとおりです。除医歯系:医歯他複数学部および医歯単一学部の大学法人を除く 同規模:学生生徒数5,000人~8,000人の大学法人
 注3) 基本金組入額は収入からの控除科目であるため、基本組入率は支出構成指標としています。

図表5 消費収支計算書の年度別財務比率比較(図表4から一部をグラフ化)



III 平成24年度予算について

平成23年9月理事会で承認された予算編成方針に基づき新規予算を査定し、経常費予算等と合わせて平成24年度予算を編成しました。

1 資金収支予算書について(図表6を参照)

収入の部では、学生生徒等納付金収入は78億48百万円を計上しました。看護学部及びメディア情報学科の年次進行に伴う在籍学生数の増加を見込みました。手数料収入は、1億88百万円を計上し、ほぼ前年度と同額とし、補助金収入は、12億60百万円を計上しました。

支出の部では、人件費支出は60億69百万円を計上し、前年度比で71百万円の

減額としました。教育研究経費支出は15億32百万円を計上し、前年度比で1億27百万円の減額としました。管理経費支出は、6億24百万円で前年度比19百万円増額しました。施設関係支出は、小学校校舎新築工事に伴い14億3百万円を計上し、前年度比10億36百万円の増額。設備関係支出は、4億48百万円を計上し、前年度比で1億10百万円の増額となっています。

2 消費収支予算書について(図表7を参照)

帰属収入は、96億96百万円を計上し、前年度比で1億2百万円の減額としました。学生生徒数の超過や補助金の増減により帰属収入額は変わります。基本金繰

入額は、主に第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金の組入で17億16百万円を計上し、前年度比で6億27百万円増額としました。その結果、消費収入は79億81百万円で、前年度比7億29百万円の減額となります。

一方、消費支出は94億33百万円を計上し、前年度比で61百万円の増額となりました。その結果、消費収入から消費支出を差し引いた平成24年度の消費収支差額は、14億53百万円の支出超過となります。収支の均衡を図る上で、平成24年度も引き続いて、支出の抑制に努めて、決算時には均衡に近づける努力が必要となります。

図表6 平成24年度資金収支予算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

単位：千円

科 目	24年度予算	23年度予算	差 異
収入の部			
学生生徒等納付金収入	7,847,572	7,915,571	△ 67,999
手数料収入	188,106	188,323	△ 217
寄付金収入	62,438	50,845	11,593
補助金収入	1,259,770	1,232,103	27,667
資産運用収入	116,502	100,519	15,983
資産売却収入	100,000	400,000	△ 300,000
事業収入	120,948	110,568	10,380
雑収入	136,258	201,943	△ 65,685
借入金収入	2	2	0
前受金収入	419,150	418,850	300
その他の収入	1,006,642	422,483	584,159
資金収入調整勘定	△ 533,138	△ 570,968	37,830
当年度資金収入合計	10,724,250	10,470,239	254,011
前年度繰越支払資金	2,977,168	3,213,106	△ 235,938
収入の部合計	13,701,418	13,683,345	18,073
支出の部			
人件費支出	6,068,880	6,139,416	△ 70,536
教育研究経費支出	1,531,631	1,658,992	△ 127,361
管理経費支出	624,086	604,719	19,367
借入金等利息支出	6,391	8,153	△ 1,762
借入金等返済支出	141,292	172,658	△ 31,366
施設関係支出	1,402,632	366,837	1,035,795
設備関係支出	448,412	338,385	110,027
資産運用支出	657,654	946,579	△ 288,925
その他の支出	574,777	630,292	△ 55,515
[予備費]	100,000	100,000	0
資金支出調整勘定	△ 316,716	△ 260,424	△ 56,292
当年度資金支出合計	11,239,039	10,705,607	533,432
次年度繰越支払資金	2,462,379	2,977,738	△ 515,359
支出の部合計	13,701,418	13,683,345	18,073

図表7 平成24年度消費収支予算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

単位：千円

科 目	24年度予算	構成比(%)	23年度予算	差 異
消費収入の部				
学生生徒等納付金	7,847,572	80.9	7,915,571	△ 67,999
手数料	188,106	1.9	188,323	△ 217
寄付金	68,249	0.7	57,740	10,509
補助金	1,259,770	13.0	1,232,103	27,667
資産運用収入	116,502	1.2	100,519	15,983
資産売却差額	1	0.0	1	0
事業収入	120,948	1.2	110,568	10,380
雑収入	95,059	1.0	193,307	△ 98,248
帰属収入合計(A)	9,696,207	100.0	9,798,132	△ 101,925
基本金組入額合計	△ 1,715,647	△ 17.7	△ 1,088,885	△ 626,762
消費収入合計(B)	7,980,560	82.3	8,709,247	△ 728,687
帰属収支差額(A-C)	263,106		426,445	△ 163,339
消費支出の部				
人件費	6,080,624	62.7	5,902,427	178,197
教育研究経費	2,497,522	25.8	2,620,635	△ 123,113
管理経費	702,781	7.2	684,108	18,673
借入金等利息	6,391	0.1	8,153	△ 1,762
資産処分差額	45,782	0.5	56,363	△ 10,581
徴収不能額	1	0.0	1	0
[予備費]	100,000	1.0	100,000	0
消費支出合計(C)	9,433,101	97.3	9,371,687	61,414
当年度消費収支差額(B-C)	△ 1,452,541		△ 662,440	
前年度繰越消費収入差額	△ 8,332,545		△ 7,670,105	
翌年度繰越消費収入差額	△ 9,785,086		△ 8,332,545	

注)構成比(%)は帰属収入合計を100とした比率です。

学校法人会計の基礎知識

学校法人は、一般の営利企業と異なり、教育研究活動を継続的に進展させていくことを前提とした公共性の強い法人です。そのため、会計面でも、資本金という概念はなく、学校法人会計特有の基本金という概念が用いられています。学校法人の会計については、「学校法人会計基準(文部科学省令、以下「基準」という。)」の規定に基づき、監査や会計報告を行うことになっています。報告のために、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の三表の作成が義務付けられています。

資金収支計算書

資金収支計算書は、企業会計のキャッシュフロー計算書に近いもので、当該会計年度(4月1日から翌年3月31日)の諸活動に対応する全ての収支内容を明らかにするとともに、その年度の諸活動に関係はないけれども、当該年度中に現金での収支があった全ての内容を明らかにするためのものです。資金収支計算では、まず当該年度の活動に関する収支及び当該年度に関係のない現金収支(前受金収入や前払金支出)を全て合計し、そこから当該年度に実際には現金の動きのなかったもの(未収入金収入や未払金支出等)を差し引くという流れで計算を行います。なお、資金収支計算書の「支出の部/次年度繰越支払資金」は当該年度末の貸借対照表「資産の部/現金預金」と一致することから、資金収支計算書は貸借対照表の現金預金の動きを表しているといえます。

消費収支計算書

消費収支計算書では、収入・支出科目は資金収支計算書とほぼ同じですが、負債とされない自己資金の単年度収支を見るために借入金収支や前受金収入及び複数年度に渡って使用する資産関係の支出等は除かれ、当該会計年度に関係のある経常的収支(減価償却費等の現金収支を伴わないものも含む)のみを表します。消費収支計算書は企業会計の損益計算

書と同様、その年度の経営状況を表すものといえますが、計算の仕組みに学校法人会計の特徴があります。

消費収支計算書の仕組みと目的

消費収支計算では「帰属収入(負債とされない収入)」から、まず恒久的に使用する資産取得額(「基本金組入額」)を差し引きます。その残額を「消費収入」と呼び、そこから当該年度の教育研究活動等に使用した「消費支出」を差し引いたものが「消費収支差額」です。帰属収入から先に基本金組入額を差し引くのは、自己資金である帰属収入から資産取得分を確保することによって保有する資産を確実に自己資金によって取得したことにするためです。よって、自己資金でない借入等により購入した資産は基本金組入額には含まれません。消費収支差額は当該年度の収支均衡状況を表すものであり、学校法人会計では教育研究活動を継続させるためにも長期的な計画のもとに収支の均衡を保つことが必要となります。

貸借対照表

その会計年度末(3月31日)時点における財産の状態(過年度からの累積)を前年度と対比して明らかにするもので、一定時点での学園の財政状態を示しています。科目としては、資産の部とその資金調達源を表す負債の部(借入金等)・基本金の部(自己資金)・消費収支差額の部を対比させる形で表示します。消費収支計算での基本金組入額は、基本金の部へと蓄積されていきます。

「基本金」「基本金組入額」について

基本金は、学校法人がその諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額で、第1号基本金から第4号基本金まであります。

第1号基本金:学校法人が設立当初に取得した固定資産(土

地・建物・設備(機器備品や図書等))で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置・既設の学校規模の拡大・教育の充実向上のために取得した固定資産の価額です。

第2号基本金:学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模拡大・教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額です。

第3号基本金:基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額です。この運用により生じた果実を各種奨学金等の原資としています。

第4号基本金:恒常的に保持すべき資金として文部科学大臣の定める額で、1年間の支払に要する額の12分の1の額となります。

企業における資本金は出資者である株主の持分といえますが、基本金は基準で定められた一定の資産を学校法人自らが継続的に留保する金額であり、誰にも持分というものはありませんし、いったん組み入れた基本金は、一定の条件を満たさないと取り崩すことはできません。

「基本金」と「基本金引当資産」

貸借対照表の基本金の部は、同表資産の部に記載されている資産のうち自己資金によって購入されたものがどれくらいあるかということを表しています。一方、資産の部/その他の固定資産には「第2号(第3号)基本金引当資産」というものがあり、これらはそれぞれ基本金の部の第2号基本金及び第3号基本金の資金的な裏付けとなる積立預金等のことです。本学園でも第2・3号基本金と同額の引当資産をそれぞれ保有し、基本金組入れを行う際は基本金と同額の資金を引当資産に増額しています。ちなみに、第1号基本金は資産の部の有形固定資産/土地・建物・備品・図書等に主に対応し、第4号基本金(運転資金額)は流動資産/現金預金の中に確保されています。